

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成23年7月19日まで縦覧に供する。

平成23年5月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成23年5月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人丸亀街づくり研究所

梶 正治

丸亀市山北町697番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、地域の赤ちゃんからお年寄りなど、すべての人に対して、個人の抱える悩みの相談を聞き、悩みの解決につながる情報の収集と提供を行い、協力していただけるボランティアの力で、相談者の悩みを解決し、あわせて悩みの原因を解決するために必要な制度や政策の研究等に関する事業を行い、あわせて地元農産物を使った食育を行い、住み心地の良い活気のある町づくりに寄与することを目的とする。